

## 地域区分の変更について

令和6年4月の介護報酬改定により、次のとおり地域区分が変更となりますので、お知らせします。

### 1 南アルプス市の地域区分

**令和5年度「その他」⇒令和6年度「7級地」**

### 2 留意事項

- ・地域区分は、事業所が所在する市町村の地域区分が適用されます。
- ・令和6年度4月利用以降のサービス提供に係る報酬を請求する際には、地域区分「7級地」で請求してください。
- ・令和6年3月利用以前のサービス提供に係る報酬を請求する際には、地域区分「その他」で請求していただく必要がありますのでご注意ください。
- ・「7級地」は、令和6年度から令和8年度までの間に適用される地域区分です。
- ・地域区分を誤って請求した場合は、請求エラーとなりますのでご注意ください。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業における地域区分は、介護（予防）給付とは異なり、南アルプス市に住民登録のある被保険者に適用されます。令和6年4月以降の請求は「7級地」で行ってください。ただし、住所地特例対象者については、施設所在地の市町村の単位及び単価が適用されます。
- ・本地域区分変更に伴い、重要事項説明書等の改定が想定されますので、ご準備ください。

### 3 その他

今回の地域区分の変更に伴っての加算等の変更届（介護給付費等の請求に関する事項）の本市への届出は不要です。

※ 詳細は別添の厚生労働省の抜粋資料をご確認ください。